

令和3年度在宅就業促進支援事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和3年度在宅就業促進支援事業委託業務

2 事業目的

障害特性や交通機関等の影響で移動に制約があるなどの事情により、一般就労が困難な障害者等に対しては、テレワークでの一般就労が効果的であることから、テレワークでの一般就労を促進するため、障害者等及び就労移行支援事業所等の職員を対象に、テレワークで一般就労するための知識、技能及び支援方法に関する研修を行う。

3 業務の内容

うへの目的の達成のために次の各号に掲げる業務を委託する。

- (1) 障害者等に対するテレワークでの仕事体験を含めた職業能力の向上支援及びテレワークという働き方への理解促進のための研修（以下「お試しテレワーク研修」という。）を2日間/回、1回開催すること。また、10名程度の障害者等を当該研修に受講させること。
- (2) 就労移行支援事業所及び就労継続支援A型・B型事業所、障害者就業・生活支援センターの支援員（以下「事業所支援員」という。）に対するテレワークでの仕事体験を含めた支援スキルの向上のための研修（以下「支援員向けテレワーク研修」という。）を1日間/回、1回開催し、テレワークでの一般就労に必要な支援スキルを習得させること。また、10名程度の事業所支援員を当該研修に受講させること。
- (3) お試しテレワーク研修及び支援員向けテレワーク研修の開催時期は、令和4年3月上旬～中旬にかけて実施することとし、各研修の実施日の選定に当たっては、県と十分な調整を行うこと。
- (4) お試しテレワーク研修及び支援員向けテレワーク研修の開催に係る会場の設営、研修等の実施に必要な機材の準備等を行うこと。なお、各研修の開催会場の選定及び確保は県が行うこととする。
- (5) お試しテレワーク研修及び支援員向けテレワーク研修を受講対象者に周知するためのチラシ（A4タテ片面）をそれぞれ1つずつ作成し、PDFデータで県に納品すること。なお、本チラシを活用した各研修の広報活動は県が行うこととする。

4 費用について

委託業務の実施に係る全ての経費は受託者が負担すること。

5 成果物について

- (1) 事業実施報告書を1部（PDFデータ）納品すること。
- (2) 事業実施報告書には、本業務の実績（研修日時や受講者数、研修等の具体的な内容等）、成果及び課題、次年度に向けた提案を記載し、各研修の写真を添付すること。特

に、次年度に向けた提案の作成の際については、各研修の受講者に対して研修内容等に係るアンケート調査を実施することとし、当該調査を基に、本県における障害のある方に対する在宅就業の促進に関する取組について、具体的な提案を行うこと。

6 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

7 その他の留意事項

- (1) 受託者は本業務を実施するにあたり県と十分な調整を行うこと。
- (2) 県は、受託者に対して、必要に応じて業務の状況等について報告を求めることができる。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策について、各研修等の開催時期において、国内又は県内で通用している対策内容等に基づき、開催場所の物理的環境等を考慮した上で、適切な感染症対策を講じること。
- (4) この仕様により難い事情が発生した場合は、県と受託者とが協議のうえ対応を決定する。